

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
200010	保育所型認定こども園の定期認定規定の廃止	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	保育所型認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定める。	認定こども園の4類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)のうち、保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、当該保育所の更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。	現在、認定こども園の4類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)のうち、保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされていることは、制度全体として整合性が図れていない。 加えて、平成27年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度においても、幼保連携型認定こども園は定期認定規定の対象とならないこととされており、保育所型認定こども園だけが定期認定の対象となることは整合性に欠ける。 H25.4.1現在兵庫県下41市町のうち待機児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には待機児童がないことから、いわゆる潜在的待機児童があることを考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて定期認定とする必要はない。	C	I	保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子どもを受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要があり、5年を超えない範囲内の有効期間が定められている。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・保育所型の認定については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要があるとの回答であるが、保育所から定期認定を要さない新制度の幼保連携型認定こども園に移行する場合との取扱いに懸念がある。 ・また、子ども・子育て支援新制度の本格実施に向け各市町村は26年度に保育等のニーズ調査を行い、5箇年にわたる需給計画を策定することから、定期認定とする必要はない(保育ニーズのピークは平成29年度と言われており、この時点で待機児童がなければ、将来的に待機児童が発生することは少ない。また、認定こども園の設置者は認定こども園を廃止することが可能。)	1 0 3 2 0 1 0	兵庫県	兵庫県	内閣府 厚生労働省 文部科学省	